

債務整理(3)

—消滅時効の援用、相続放棄・限定承認、ヤミ金融への対応—

岩重 佳治 Iwashige Yoshiharu 弁護士

1958年東京都生まれ。東京弁護士会所属。1997年、弁護士登録。多重債務や子どもの貧困、学費と奨学金問題に取り組む。国民生活センター客員講師

消滅時効の援用

長年にわたって返済しない状態が続いている場合は、消滅時効が成立していないかを検討します。債権は、権利の不行使という事実状態が一定期間継続した場合に、時効によって消滅します。これを「消滅時効」といいます。消滅時効については、2020(令和2)年4月1日に施行された改正民法で大きな制度変更がありました。

1. 時効期間

(1) 改正民法施行日より前に発生した債権

原則として権利を行使できる時から10年、商事債権の場合は5年になります。権利を行使できる時とは、多くの場合「返済期限」がこれに当たります。

サラ金・クレジット会社の貸付債権は、サラ金・クレジット会社が会社の場合は商事債権となり、時効期間は5年となります。銀行の貸付債権も5年です。クレジット会社の立替金、求償金債権も商事債権なので5年です。

個人が運営するサラ金の場合は当然には商事債権とはいえません。また、信用金庫、労働金庫などの貸付債権の時効期間は10年です。ただし、これらの債権でも、借主が会社や自営業者などの場合には、商事債権であるために5年となります。

(2) 改正民法施行日以後に発生した債権の時効期間

改正民法は、時効期間について、①「債権者が権利を行使できる時から10年間」と②「債権者が権利を行使できることを知った時から5年間」のいずれか早いほうと定め、商事債権の消滅

時効は廃止されました。サラ金・クレジット会社は返済期限等を知っているのが通常であり、これら業者の貸付債権、立替金、求償金債権の消滅時効期間は、ほとんどの場合、返済期限から5年と考えてよいでしょう。信用金庫、労働金庫なども同様です。

2. 期限の利益喪失約款

サラ金・クレジット会社の契約約款には、ほとんどの場合、「1回でも支払いを怠った場合には当然に期限の利益を失い、残金を一括で支払わなければならない」という内容の期限の利益当然喪失約款があります。その場合、1回でも支払いを怠ると、残額全部の返済期限が到来するため、その時点が残額全部について「権利を行使できる時」となります。サラ金・クレジット会社はその約款を当然知っているので、多くの場合、最初に支払いを怠った時点から5年間が消滅時効期間になると考えてよいと思います。

3. 判決が確定した場合等

なお、訴訟が提起されて支払を命じる判決が確定した債権、和解調書や調停調書で確定した債権は、消滅時効期間が10年に延長されます。

4. 消滅時効の援用

消滅時効期間が経過しても、確定的に債権を消滅させるためには、消滅時効を援用する必要があります。具体的には、「請求されている債権は消滅時効が成立しているので支払いません」という旨の書面を債権者宛てに送付します。サラ金・クレジット会社から支払いを求める訴訟を提起された場合には、訴訟において消滅時効を援用するか、消滅時効を援用したことを訴訟で主張、立証する必要がありますので注意が必要です。

5. 消滅時効を妨げる事由

債務者側の行為や債権者側の行為等が消滅時効の障害になる場合があります。

(1) 債務者側の行為

消滅時効期間進行中に、債務者が債権者の「権利の承認」をすると、時効はそこでリセットされ、改めて時効期間が進行します。その場合、消滅時効の成立には、改めて時効期間が経過することが必要です。この時効のリセットのことを、改正前の民法では時効の「中断」といっていましたが、改正民法では時効の「更新」といいます。

「権利の承認」は、明示的なものでなくても、債権の存在を前提とした行為が行われたときは、権利の承認があったと考えられます。返済、和解をすることも、債権者の権利を承認する行為となります。債権者の中には、消滅時効の完成が近づくと、しつこく少額の支払いを求めてくる場合があるので注意が必要です。

消滅時効完成後に、債務者が時効の完成を知りながら、返済など権利の承認に当たる行為をした場合は、時効の利益を放棄したとして、時効の援用ができなくなります。消滅時効の完成を知らなかった場合は、時効の利益を放棄したとはいえませんが、相手方の信頼保護の観点から、信義則上、時効の援用権を失ったとされることがあります。

(2) 債権者側の行為

債権者が債務者に請求書の送付などの請求をすることを「催告」といいます。催告をすると6カ月間は時効の完成が猶予されます。その猶予期間に再度、催告をしても、更に猶予の効力が生じるわけではありません。

訴訟提起、調停申立てなどがなされた場合、手続継続中は時効の完成が猶予されます。そして、これらの手続により判決が出されて確定した場合、調停が成立して調停調書が作成された場合などには、時効は手続の終了の時から新たに進行し、時効期間は10年となります。

強制執行等の申立てがなされた場合、手続中は時効の完成が猶予され、手続終了時から新た

に時効の進行が始まります。仮差押えまたは仮処分^仮の申立てがなされた場合は、手続中と手続終了後6カ月間は、時効の完成が猶予されます。

(3) 協議を行う旨の合意

債権者と債務者との間で、債権について協議を行う旨の合意が書面でされたときは、①合意から1年間、②当事者が合意した期間、③一方当事者による協議続行拒絶の書面による通知の時から6カ月間のうち、いずれか早いほう経過するまでは、時効の完成が猶予されます。

相続放棄・限定承認

1. 相続放棄

負債を抱えた人が死亡した場合、相続人は、自分のために相続が開始したことを知った時から3カ月以内(これを「熟慮期間」といいます)に、死亡した人(被相続人)の最後の住所地の家庭裁判所に「相続放棄の申述」を行い、これが受理されることによって、相続をしないことができます。相続放棄の申述が受理され、相続放棄の効力が生じると、相続放棄をした人は、最初から相続人ではなかったとみなされるため、被相続人の資産も負債も受け継がないことになります。被相続人の遺した資産^{のこ}に比べて負債が多い債務超過の状況にあるときは、相続放棄のメリットがあります。

相続放棄の申述は、熟慮期間の3カ月以内にする必要がありますが、熟慮期間の起算点である自分のために相続が開始したことを知った時とは、原則として、死亡の事実を知った時とされています。

これに関して、亡くなったことを知ってから3カ月を経過した後に、被相続人宛てに債権者から請求の通知が届き、初めて被相続人が負債を抱えていたことを知る場合があります。そのような場合、死亡の事実を知った時ではなく、債権者からの通知によって負債を知った時を時効期間の起算点として、そこから3カ月以内に相続放棄の申述をすれば、受理される場合があります。

熟慮期間中に被相続人の相続財産の調査をし

ても、相続放棄等をするかどうかを決定できない場合には、家庭裁判所に熟慮期間の伸長(延長)を申立て、認められると熟慮期間が伸長される場合があります。

相続放棄の申述が受理され、申述人が初めから相続人でなかったとみなされると、法律にしたがって次順位の人が相続人となります。その人が被相続人の負債の承継を免れるには、先順位の相続人の相続放棄が受理されたことを知った日から3カ月以内に、相続放棄の申述をして、受理される必要があります。

なお、相続放棄の申述が受理されても、債権者等はその法的効力を訴訟で争うことができます。そのことから、家庭裁判所は、比較的緩やかに相続放棄の申述を受理する傾向があります。訴訟で相続放棄の効力が争われたら、訴訟で、相続放棄の効力が改めて判断されることになります。

2. 限定承認

相続の限定承認とは、相続人が相続によって得た財産の限度で、被相続人の債務の負担を受け継ぐ方法です。

熟慮期間の間に被相続人の資産と負債が把握しきれない場合などに有効な手続ですが、第1順位の相続人が相続放棄をすると次順位の人が相続人となるので、債務超過など相続放棄が相当な場合でも、限定承認を行うことで後順位の相続人を生じなくすることもできます。

限定承認も、3カ月の熟慮期間に家庭裁判所に対して限定承認をする旨の申述をしなければなりませんが、限定承認をする場合に、相続人が数人あるときは、共同相続人の全員が共同して行う必要があります。

3. 相続財産の処分

相続人が、被相続人の相続財産の全部または一部を処分したときなどには、被相続人の資産と負債のすべてを受け継ぐ単純承認をしたものとみなされ、相続放棄と限定承認ができなくなります(これを「法定単純承認」といいます)。

裁判例には、社会的見地から相当な葬儀費用等を被相続人の財産から支出しても、それを直

ちに法定単純承認としての処分とはしていないものがありますが、ケースバイケースで、その限界は必ずしもはっきりしません。

4. 相続財産の範囲

相続放棄等は、相続財産との関係で問題になります。

例えば、被相続人を被保険者とする死亡保険金は、受取人が特定の人に指定されている場合や、受取人が相続人とされている場合には、死亡保険受給権は受取人固有の権利とされ、相続財産とはなりません。よって、死亡保険金の受取人に指定されている人が相続放棄をしても、その人は固有の権利として死亡保険金を受給することができます。また、その人が死亡保険金を受け取ったとしても、相続財産を処分したものではないので法定単純承認には当たりません。

ヤミ金融への対応

ヤミ金融は、業として10日で1割、5割という超高金利で貸付けをし、支払いをしないと過酷な取立てをするのが特徴です。その利息の契約、要求、受領行為は、出資法による処罰の対象となり、年109.5%を超える利息の契約をしたときは、貸金業法により貸付けの契約自体が無効となります。

契約が無効であるため、借主は、ヤミ金融に支払ったお金の返還を請求できます。これに対して、ヤミ金融は、貸付金名目で交付したお金の返還を求めることができません。民法708条が「不法な原因のために給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができない」と定めているからです。ヤミ金融の被害にあったら、まず警察に相談して警告の電話をしてもらい、取立てに負けない姿勢が大切です。

ヤミ金融の支払いを銀行等への送金でした場合には、いわゆる「振り込め詐欺被害者救済法」による救済の可能性があります。振込先の銀行に口座の凍結要請をし、犯罪利用の疑いが認められると口座が凍結され、その後、一定の手続を経て、口座の残金から分配がなされる場合があります。